

○奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日条例第42号

改正

平成28年 9 月30日条例第34号

平成29年 3 月29日条例第 2 号

平成29年 6 月28日条例第24号

平成29年10月10日条例第31号

令和 2 年 3 月31日条例第 1 号

令和 3 年 8 月30日条例第27号

令和 5 年 6 月27日条例第19号

令和 6 年 3 月29日条例第 6 号

令和 6 年12月19日条例第39号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同

表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 30 日条例第 27 号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 27 日条例第 19 号）

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日条例第 6 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条本文に規定する日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 19 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 3 号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）による市営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例（昭和 47 年奈良市条例第 46 号）による改良住宅等（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 4 号）によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

7	市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に

		関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	事務であって規則で定めるもの	
12 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「介護保険等給付関係情報」という。）
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性

		特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報（以下「資金の貸付け等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療の給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	特定個人番号利用事務のうち生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 市長	住登外者宛名番号管理機能に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	による住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で定 めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で 定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報であって規 則で定めるもの
		資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの
		特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるも の
		児童手当等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるも の
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で 定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定め るもの
		重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関す る情報であって規則で定めるもの
17 市長	法別表の各項の下欄に掲げる 事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 教育委	住登外者宛名番号管理機能に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

員会	よる住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で定 めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
----	--	---------------------------------------

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する 特別支援教育就学奨励費の支給 に関する事務であって規則で定 めるもの	市長	地方税関係情報であって規 則で定めるもの
			生活保護関係情報又は外国 人生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による児童又は生徒 の保護者に対する就学援助費の 支給に関する事務であって規則 で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規 則で定めるもの
			生活保護関係情報又は外国 人生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能によ る住登外者の情報の管理に関す る事務であって規則で定めるも の	市長	住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの